

育児休業推進 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年12月8日～ 令和8年12月7日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。
--

<対策>

- 令和3年12月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年12月～ 制度に関するパンフレットを、社内の電子掲示板に掲載